

## 2020年開業した個人事業主・法人に関する特例

2020年に入って開業・創業した個人事業主・法人も申請ができるようになりました。

### 特例の条件

2020年の開業月から3月までの月平均の事業収入に比べて事業収入が25%以上50%未満の範囲で減少した月が存在し、今後も事業を継続する意思があること。

(対象月は2020年の4月～12月の間で、ひと月を任意に選択できます。)

※(2019年中の収入がない場合の特例) 2019年1月から12月の間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合もこの特例の対象になります。その場合は、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が25%以上50%未満の範囲で減少した月が存在する必要があります。

### 減少率の計算方法

(例1) 2020年2月15日に開業した場合。

2月の事業収入…500,000円①(開業月の収入は操業日数にかかわらずひと月分とみなす)

3月の事業収入…750,000円②

5月(対象月)の事業収入…400,000円③

計算式

$$(\text{①} + \text{②}) \div 2 \text{月} = 625,000 \text{円} \text{④}$$

$$(\text{④} - \text{③}) \div \text{④} \times 100 = (625,000 \text{円} - 400,000 \text{円}) \div 625,000 \text{円} \times 100 = 36\%$$

(例2) 2019年11月に開業したが、2019年中に事業収入がない場合。※

1月～3月の合計事業収入…1,800,000円①

5月(対象月)の事業収入…400,000円②

計算式

$$\text{①} \div 3 \text{月} = 600,000 \text{円} \text{③} \text{ (この特例を使用する場合は必ず3で割る)}$$

$$(\text{③} - \text{②}) \div \text{③} \times 100 = (600,000 \text{円} - 400,000 \text{円}) \div 600,000 \text{円} \times 100 = 33\%$$

### 添付書類

- (1) 「2019年の確定申告書」、「2020年対象月の売上台帳等」に替えて、様式6の「緊急支援給付金に係る収入等申立書」(個人事業主用と法人用があります)を作成し、税理士の押印を得たものを提出してください。
- (2) 個人事業主にあっては、イ、ロ、ハのいずれか  
(※の特例を使用する場合は条件が違いますので、コールセンターにお問い合わせください)

イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2020年1月1日から3月31日迄で、当該届出書の提出日が2020年5月1日以前であり、税務署受付印が押印されていること。）

ロ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が、2020年1月1日から3月31日迄で、当該届出書の提出日が2020年5月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）

ハ 上記イ及びロ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類（事業開始の年月日が2020年1月1日から3月31日迄であること。）

法人にあっては、「履歴事項全部証明書」（設立日が2020年1月1日から3月31日迄であること）

- (3) 通帳の写し
- (4) 宣誓・同意書
- (5) 個人事業主にあっては本人確認書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

給付額の算定式

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

S：給付額（上限30万円）

A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M：開業月から2020年3月までの開業月数

（開業した月は、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）

※の2019年中の収入がない場合の特例を使用するときは、Mは3とする。

申請方法の詳細は「申請の手引き」をご参照ください。